

## 定期受付 建設工事 FAQ 添付書類編

No	分類	Q	A
1	添付書類全般	封筒貼り付けあて名用紙はどこから取得できますか？	・「 <a href="#">申請に必要な添付書類（建設工事）</a> 」のホームページから「 <a href="#">●封筒貼付けあて名用紙</a> 」を印刷して使用してください。
2	添付書類全般	添付書類はいつまでに提出しなければいけませんか？	・電子申請後、すみやかに提出してください。 ・添付書類に補正がある場合も補正後、すみやかに提出してください。 ・なお、最終提出期限は、下記のとおりです。 第1期申請期間：平成30年11月19日（月） 第2期申請期間：平成31年1月7日（月）
3	添付書類全般	添付書類の提出が遅れた場合、電子申請が無効になりますか？	・電子申請後すみやかに添付書類の提出ができず遅れたとしても、ただちに電子申請が無効になることはありません。 ・最終提出期限（Q2参照）までに添付書類の提出のない場合は、受付できないため、電子申請は無効とさせていただきます。
4	添付書類全般	書類の提出先（大阪府の所在地）はどこですか？	・〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府 総務部 契約局 総務委託物品課 資格審査グループ あてまで、郵送してください。
5	添付書類全般	郵送ではなく、直接、大阪府に書類を持参することはできますか？その場合、何時までにどこの部署に持参すればよいですか？	・ご持参していただいて構いません。直接書類を提出される場合は下記までお越しください。 「 <a href="#">大阪府契約局への行き方</a> 」 契約局 総務委託物品課 資格審査グループ 受付時間：午前9時から午後5時30分まで ・なお、ご持参の場合でも、添付書類は <a href="#">封筒貼付けあて名用紙</a> を貼付けした封筒に入れて提出してください。
6	添付書類全般	郵送ではなく、メール便や宅急便で書類を送付してもよいですか？	・提出方法は、郵送、又は持参してください。
7	添付書類全般	郵送の際は、普通郵便ではなく書留などを利用した方がよいですか？	・郵送方法については、特に指定はしていません。
8	添付書類全般	添付書類は、取得できた書類から順次提出すればよいか、全ての書類が揃ってからまとめて提出した方がよいどちらですか？	・添付書類は、全ての書類を揃えてから、最終提出期限（Q2参照）までに提出してください。
9	添付書類全般	【行政書士が代理申請する場合など】複数の申請者の添付書類を、一通の封筒で提出してよいですか？	・複数の申請者の添付書類を、まとめて一通の封筒で提出していただいて構いません。 ・ただし、この場合でも申請者ごとに封筒貼付けあて名用紙を貼付けした封筒に入れてください。
10	添付書類全般	申請画面を印刷したものの提出は必要ですか？	・申請画面を印刷したものを提出していただく必要はありません。
11	添付書類全般	受付票と印鑑証明書の提出は必要ですか？	・入札参加資格申請時には、受付票と印鑑証明書の提出は必要ありません。 ・なお、受付票と印鑑証明書は、建設工事請負契約を締結する際に提示が必要となります。詳しくは「 <a href="#">【建設工事等】受付票</a> 」のホームページを参照してください。
12	添付書類全般	委任状の提出は必要ですか？	・委任状の提出は必要ありません。

13	添付書類全般	申請が受付されたことを確認するものが欲しいのですが、こちらで作成している受付票や確認書を同封すれば、大阪府の受付印を押して返信してもらえますか？	・申請取扱状況は、電子申請システムから確認いただけますので、受付票や確認書等の提出はご遠慮ください。
14	添付書類全般	証明書関係の書類は、写し（コピー）の提出でよいですか？	・証明書関係の書類は写し（コピー）の提出で構いません。 ・詳細は、「 <a href="#">申請に必要な添付書類（建設工事）</a> 」のホームページの「●郵送書類一覧（チェックリスト）」の形式欄を確認してください。
15	添付書類全般	証明書関係の書類は、いつ以降の日付で取得した証明書を提出すればよいですか？	・大阪府に書類が到着する時点で、証明書の発行後 3 カ月以内のものを提出してください。
16	府税	府税の納税証明書はどこで取得できますか？	・大阪府の各府税事務所で取得できます。 ・「 <a href="#">申請に必要な添付書類（建設工事）</a> 」のホームページに「府税事務所の所在地一覧」へのリンクを載せていますので、最寄りの府税事務所で証明書の交付請求を行ってください。
17	府税	府税の納税証明書はどの種類の証明書を取得すればよいですか？	・「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額はありませぬ。」と記載された証明書を取得してください。
18	府税	府税の納税証明書はいつの年度分について証明書を取得すればよいですか？	・申請日時点で府税の全税目に未納がないことの証明が必要ですので、年度の選択は不要です。 ・Q 1 7・1 9 も併せて参照してください。
19	府税	府税の納税証明書の交付請求書はどのように記入すればよいですか？	・請求事項は「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」、徴収金の種類は「全税目」で請求してください。 ・「 <a href="#">申請に必要な添付書類（建設工事）</a> 」のホームページに記入例を載せていますので、参照してください。
20	府税	府税を分割納付しているので、「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の証明をうけられないのですが、どうすればよいですか？	・証明書の提出ができない場合は、申請の受付ができませんので、府税の完納後に申請を行ってください。
21	府税	府税納税証明書に、納期限が未到来の未納の税額について記載されていますが、この納税証明書で受付をしてもらえますか？	・大阪府に書類が到着した時点で当該未納税額の納期限が過ぎていなければ受付できます。 ・大阪府に書類が到着した時点で納期限が過ぎる場合は、完納後の納税証明書を再度取得していただくか、当該未納が納付されたことが確認できる書類（払込通知書の写し等）を併せて添付してください。
22	府税	大阪府内の営業所を新設したばかりでも、府税の納税証明書は取得できるのですか？	・府税事務所に法人設立等申告書を提出すれば、納税証明書は発行されます。 ・詳細は、最寄りの府税事務所へ問い合わせてください。
23	消費税	消費税及び地方消費税の納税証明書はどこで取得できますか？	・本店管轄の税務署で取得できます。 ・「 <a href="#">申請に必要な添付書類（建設工事）</a> 」のホームページに「税務署の所在地一覧」へのリンクを載せていますので、該当する税務署で証明書の交付請求を行ってください。
24	消費税	消費税及び地方消費税はどの種類の証明書を取得すればよいですか？	・消費税及び地方消費税の納税証明書の種類は「その 3」（「その 3 の 2」「その 3 の 3」でも可）を取得してください。
25	消費税	消費税及び地方消費税の証明書はいつの年度分について証明書を取得すればよいですか？	・申請日時点で消費税及び地方消費税に未納がないことの証明が必要ですので、年度の選択は不要です。

26	消費税	消費税及び地方消費税の交付請求書はどのように記入すればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書の種類は「その3」、証明を受けようとする税目は「消費税及び地方消費税」を選択して請求してください。</li> <li>・なお、下記の証明書の様式でも受付できます。 個人事業主の場合：証明書の種類「その3の2」 法人の場合：証明書の種類「その3の3」</li> </ul>
27	消費税	消費税及び地方消費税の免税事業者でも証明書を取得してこなければいけないのですか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・免税事業者であっても証明書は発行されます。</li> <li>・詳細は、本店管轄の税務署へ問い合わせてください。</li> </ul>
28	消費税	消費税及び地方消費税を分割納付しているので、「その3」の証明をうけられないのですが、どうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書の提出ができない場合は、申請の受付ができませんので、消費税及び地方消費税の完納後に申請を行ってください。</li> </ul>
29	消費税	過去には「その1」の証明書でも受付してもらえたと記憶していますが、今回は「その1」の証明書では受付してもらえないのですか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税証明書の種類が「その1」の証明書では受付できません。「その3」（「その3の2」「その3の3」でも可）の証明書を提出してください。</li> <li>・平成27年度の入札参加資格要件から「最近1事業年度」という要件を廃止したので、申請時点において未納のないことを証明していただく必要があります。</li> </ul>
30	消費税	消費税及び地方消費税の証明書に、納期限が未到来の未納の税額について記載されていますが、この納税証明書で受付してもらえますか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府に書類が到着した時点で当該未納税額の納期限が過ぎていなければ受付できます。</li> <li>・大阪府に書類が到着した時点で納期限が過ぎる場合は、完納後の納税証明書を再度取得していただくか、当該未納が納付されたことが確認できる書類（払込通知書の写し等）を併せて添付してください。</li> </ul>
31	消費税	消費税及び地方消費税の証明書を電子納税証明書で取得したのですが、電子ファイルで提出することはできますか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子納税証明書（電子ファイル）での提出は受付しておりません。</li> <li>・また、電子納税証明書（電子ファイル）を紙に出力したものは、納税証明書として使用できないとされているため、電子納税証明書（電子ファイル）を紙に出力したものの提出も受付しておりません。</li> <li>・税務署にて、紙ベースの納税証明書を取得の上、提出してください。</li> </ul>
32	障害者雇用状況報告書	ハローワークに報告書を提出した際に、受付印を受領していないのですが、どうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワークに提出したものであれば、受付印が押印されていないなくても構いませんので提出してください。</li> </ul>
33	障害者雇用状況報告書	障害者手帳の提出は必要ですか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者手帳の提出は必要ありません。</li> </ul>
34	環境マネジメントシステム	環境マネジメントシステムの登録証・認証書は、いつ時点で有効なものを提出すればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年1月31日時点で有効なものを提出してください。</li> </ul>
35	社会保険	社会保険に未加入の場合、申請はできないのですか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請に必要な資格として「健康保険」「厚生年金保険」「雇用保険」に加入していることを要件としているため、未加入の場合は、法令で適用除外とされる場合を除き、受付できません。</li> </ul>
36	社会保険	経審の社会保険加入確認欄が「有」（または「除外」）の場合、社会保険加入確認に関する追加書類の提出は必要ですか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認欄が「有」（または「除外」）の場合は、社会保険加入確認に関する追加書類の提出は不要です。</li> </ul>

37	社会保険	健康保険・厚生年金保険の加入の確認に関する書類はどのような書類を提出すればよいですか？	・「 <a href="#">申請に必要な添付書類（建設工事）</a> 」のホームページから「添付書類」の「社会保険加入の確認に関する資料」を確認してください。
38	社会保険	健康保険・厚生年金保険の加入の確認に関する書類はどこで取得できますか？	・事業所を管轄する年金事務所で取得できます。 ・取得に関する手続きは年金事務所にお問合せください。 <a href="#">大阪府内の相談・手続き窓口一覧</a> <a href="#">大阪府内の年金事務所管轄区域一覧</a>
39	社会保険	雇用保険の加入の確認に関する書類はどのような書類を提出すればよいですか？	・「 <a href="#">申請に必要な添付書類（建設工事）</a> 」のホームページから「添付書類」の「社会保険加入の確認に関する資料」を確認してください。
40	社会保険	雇用保険の加入の確認に関する書類はどこで取得できますか？	・事業所を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）で取得できます。 ・取得に関する手続きは公共職業安定所（ハローワーク）にお問合せください。 <a href="#">大阪府内のハローワーク一覧</a>
41	社会保険	誓約書はどのような場合に提出すればよいですか？	・経営事項審査の審査基準日時点で、「健康保険」「厚生年金保険」「雇用保険」のいずれかの社会保険に未加入であり、その後法令で適用除外となった場合に提出が必要です。
42	社会保険	誓約書はどのように記載すればよいですか？	・適用除外となる保険の種類を選択し、除外となる理由を選択してください。 ・様式については「 <a href="#">申請に必要な添付書類（建設工事）</a> 」のホームページから「添付書類」の「社会保険加入の確認に関する資料」を確認してください。
43	仮受付	仮受付申請【パターン1】として「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」の写しを提出する場合、書類のどの部分を提出すればよいですか？	・下記の書類を提出してください。 ①表紙（知事許可のみ） ②様式第二十五の十一（申請書の1枚目） ③様式第二十五の十一別紙3
44	仮受付	経審の申請中であつたため、仮受付申請【パターン1】として「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」の写しを提出しましたが、その後、経審の通知書を取得しました。この場合、経審の通知書を改めて提出する必要はありますか？	・「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」の写しを提出した場合、経審の通知書を改めて提出する必要はありません。 ・ただし、経審の通知書を取得後、電子申請システムの「経営事項審査結果通知日の再申請」から「経営事項審査結果通知日」を入力して送信する必要があります。
45	仮受付	経審の申請前のため、「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」がないのですが、この場合、代わりに「経営状況分析結果通知書」を提出してもよいですか？	・前回の定期受付から、「経営状況分析結果通知書」による受付は、廃止しましたので、仮受付申請【パターン1】の場合は、経審の申請手続後の「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」を提出してください。（Q43参照）
46	仮受付	経審の申請中であつたため、仮受付申請【パターン1】として申請しましたが、大阪府に添付書類を提出する前に、経審の通知書を取得しました。この場合、「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」を提出する必要はありますか？	・仮受付申請【パターン1】で添付書類の提出の前に、最新の有効な経審の通知書を取得した場合は、経審の通知書を提出してください。この場合は、「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」を提出していただく必要はありません。